

独立行政法人労働者健康福祉機構中期目標

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定により独立行政法人労働者健康福祉機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

平成21年2月27日

厚生労働大臣 舩添 要一

前 文

働く人の健康と安全の確保は労働政策の最も重要な課題の1つである。事業活動の生産性や効率性を追求するあまり、労働者の安全や健康確保のための対応に適正を欠くことがあってはならないし、働く人自身も自ら安全衛生や健康確保に積極的に取り組むことが重要である。

しかし、我が国の労働災害による被災者は長期的に減少傾向にあるものの平成19年にはなお55万人の労働者が被災し、特に重大災害（一度に3人以上の労働者が死傷する災害）の発生件数は増加傾向にある。職業性疾病についても、化学物質等による職業性疾病の発生も後を絶たない中、石綿による健康被害等の今後の増加が見込まれている。

また、産業構造や就業構造の変化などに伴い、定期健康診断結果の有所見率が上昇し、およそ2人に1人が有所見という状況にあり、自らの仕事や職業生活において強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合は約6割に上っている。これらを背景に、労災補償の面では、脳・心臓疾患事案やうつ病など精神障害等事案が大幅に増加している。さらに、将来の健康状態について不安を抱いている労働者が8割を超えているほか、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病等については、その治療のために職業生活を中断したり、療養後も職場復帰を断念せざるを得ない場合が出てくることについても不安が広がっている。加えて、現下の厳しい経済情勢の下、企業倒産による賃金の支払いを受けられない労働者が急増している。

このような中、今後見込まれる高齢化、人口減少社会において、社会の活力の維持を図るためには、働く人の健康を守り職業生活を支えることが労働政策の大きな課題であり、労働者の健康の確保、労働災害の発生の予防等の観点から、「労働災害防止計画」「健康日本21」「新健康フロンティア戦略」等を踏まえ、労災疾病等への適切な対応としての労災医療の提供はもとより、労災疾病等の予防や被災労働者の早期職場復帰の促進、職場における産業保健活動の着実な実施による労働者の健康の確保と増進を図ることが求められている。さらには、職業性疾病を含めたがん、脳卒中、急性心筋梗塞等の脳・心臓疾患、糖尿病等への適切な対応による労働者の健康確保、メンタルヘルス不調者等を含め就労が継続可能となる治療体系の確立、医療の視点から行う療養後の職場復帰支援等をはじめとした疾病の治療と職業生活の両立支援が求められている。加えて、未払賃金の立替払事業の迅速かつ適正な運営も求められている。

独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）は、労災病院、産業保健推進センター等の施設の運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療

養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする法人であり、国の労働政策の一翼を担う実施機関としてその担う事業の適切かつ効率的な推進により労働者の健康と福祉の増進に寄与することが期待される。

また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）（以下「整理合理化計画」という。）及び「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成19年12月21日）（以下「勧告の方向性」という。）を受けた検討を行う必要がある。特に、独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）との統合を予定しており、統合後において、統合メリットを発揮しつつ更に質の高い業務が実施できるよう、事務及び事業の見直しについて検討を求める。

以上のことを踏まえ、機構の中期目標は、以下のとおりとする。

第1 中期目標の期間

平成21年4月から平成26年3月までの5年とする。

なお、研究所との統合が行われた場合、機構の中期目標期間は、統合後の法人の中期目標期間に引き継がれるものとする。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

すべての業務に共通して取り組むべき事項

業績評価の実施、事業実績の公表等

業績評価を実施し業務運営へ反映させるとともに、業績評価の結果や機構の業務内容を積極的に公表し、業務の質及び透明性の向上を図ること。

各業務において取り組むべき事項

1 労災疾病等に係る研究開発の推進等

(1) 労災疾病等に係る臨床研究の着実な実施

第1期中期目標において取り上げた、依然として多くの労働災害が発生している疾病、又は産業構造・職場環境等の変化に伴い勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病である13分野の課題は引き続き重要な課題であることから、これら分野について労災疾病等に係るモデル医療やモデル予防法の研究・開発を引き続き行うこと。

特に、昨今の労働災害の動向や職場のニーズを踏まえ、かつ労働災害防止計画等に照らし、「アスベスト関連疾患」、「勤労者のメンタルヘルス」、「業務の過重負荷による脳・心臓疾患（過労死）」及び「化学物質の曝露による産業中毒」の分野を最重点分野とし、これらの分野に資源を重点的に配分すること等により、時宜に合った研究成果をあげるよう取り組むこと。

また、これまで労災病院で培われた労災疾病等に関する症例、知見、技術、職業と疾病との関連性に係る情報等を活かしつつ、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病等の勤労者が罹患することの多い疾病も含め、就労の継続が可能な治療と療養後

における医療の視点から行う円滑な職場復帰を支える疾病の治療と職業生活の両立を図るモデル医療及び労働者個人の特性と就労形態や職場環境等との関係等についての研究開発を分野横断的に行うこととし、この研究にも資源を重点的に配分して研究環境の整備充実を図ること。

なお、研究の推進に当たっては、労災疾病等に係る研究を効果的かつ効率的に実施する観点から、現行1研究センターにつき1分野として13研究センターを設置している分散型の研究体制について、平成21年度末までに診療実績や労災患者数、専門医等研究スタッフの配置状況等を勘案した集約化を検討し、その結果を踏まえ必要な見直しを行うこと。

さらに、労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例の集積が重要であることから、労災病院のネットワークの活用のみならず、労災指定医療機関である国立病院等からも症例データを収集することができるような連携体制の構築を図ること。

加えて、密接に関連する研究所の労働災害の予防、労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防等に関する総合的な調査・研究業務と連携を図るとともに、研究所との統合後において統合メリットが発揮できるよう一体的な実施について検討すること。

(2) 研究成果の積極的な普及及び活用の推進

研究開発された労災疾病等に係るモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用を促進するため、本部、労災病院、産業保健推進センター等の有機的連携により、労災指定医療機関、産業保健関係者等に対し研修等を通じて、積極的な情報の発信及び医療現場、作業現場等への定着を図ること。

また、密接に関連する研究所の労働災害の予防、労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防等に関する総合的な調査・研究業務と連携を図るとともに、研究所との統合後において統合メリットが発揮できるよう効果的・効率的な普及について検討すること。

2 勤労者医療の中核的役割の推進

勤労者医療の中核的役割の推進のために、上記「1」の研究開発と併せ、以下のとおり着実に取り組むこと。

特に、労災病院等においては、勤労者医療の中核的役割を推進するため、職業に関連した負傷又は疾病の予防、治療からリハビリテーション、医療の視点から行う勤労者の療養後の職場復帰等の促進に至るまでの一連の取組についてのガイドラインを作成、活用して疾病の治療と職業生活の両立支援を図るとともに、労災病院グループのネットワークを通じて労災指定医療機関等に普及していくこと。

(1) 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等

ア 労災疾病に関する医療については、他の医療機関では症例がない等により対応が困難なものもあることから、労災病院において、これまで蓄積された医学的知見を基に最新の研究成果を踏まえて、高度・専門的な医療を提供するとともに、その質の向上を図ること。特に、アスベスト関連疾患や化学物質の曝露による産

業中毒等、一般的に診断が困難な労災疾病については積極的に対応すること。

また、勤労者医療を継続的、安定的に支えるためにも、基盤となる4疾病5事業等の診療機能を充実させ、地域の中核的医療機関を目指すこと。

さらに、近年、大規模労働災害が増加していることを踏まえ、かかる場合における緊急な対応を速やかに行えるようにすること。

イ 労災病院の医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報のIT化を推進すること。

ウ 質の高い医療の提供及び安定した運営基盤を構築する上で不可欠となる優秀な人材の確保、育成に積極的に取り組むこと。

エ 労災看護専門学校においては、近年の看護師不足等の中で、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成すること。

オ 国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、情報開示に基づく患者の選択を尊重し、良質な医療を提供すること。これにより、患者満足度調査において全病院平均で80%以上の満足度を確保すること。

また、患者の安全を確保するため、組織的・継続的な取組により職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図ること。

(2) 勤労者に対する過労死予防等の推進

勤労者の健康確保、労災疾病の防止を図るため、過重労働による健康障害の防止、心の健康づくり、勤労女性の健康管理等を推進することとし、中期目標期間中、勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ76万人以上(1)、メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談を延べ11万人以上(2)、講習会を延べ1万2千人以上、勤労女性に対する保健師による生活指導を延べ2万人以上(3)実施すること。

また、これらの実施に当たっては、実施時間帯の設定に配慮する等利便性の向上も図ること。

さらに、指導や相談実施後、利用者へのアンケートを行い、参加者の80%以上から有用であった旨の評価を得ること。

加えて、指導や相談の結果の分析を行い、産業保健推進センターで行う研修等に活かすこと。

(参考1：平成16年度から平成19年度までの平均 121,705人×5年間の25%増)

(参考2：平成16年度から平成19年度までの平均 17,634人×5年間の25%増)

(参考3：平成16年度から平成19年度までの平均 3,288人×5年間の25%増)

(3) 産業医等の育成支援体制の充実

事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、労災病院及び勤労者予防医療センターにおいて、産業医活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図ること。

(4) 勤労者医療の地域支援の推進

労災病院においては、地域における勤労者医療を支援するため、紹介患者の受け入れなど地域の労災指定医療機関等との連携を強化するとともに、労災指定医療機関等を対象にしたモデル医療普及のための講習、労災疾病等に係る診断・治療について労災指定医療機関等が利用しやすいマニュアル等資料の提供、労災指定医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を行うこと。

また、利用した労災指定医療機関、産業医等から診療や産業医活動の上で有用であった旨の評価を75%以上得ること。

(5) 行政機関等への貢献

国が設置している検討会、委員会等への参加要請に協力するとともに、迅速・適正な労災認定に係る意見書の作成等を通じて行政活動に協力すること。

また、労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、速やかに行政機関に提供し、政策立案等との連携を深めること。

さらに、アスベスト関連疾患に対して、引き続き、健診、相談、診療に対応するとともに、医療機関に対する診断技術の普及、向上に積極的に対応すること。

3 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進

(1) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営

重度の被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に係る高度・専門的医療を提供し、更に地域との連携を密にして、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上()確保すること。

また、高度・専門的な医療を提供することによる患者満足度調査において、それぞれ80%以上の満足度を確保すること。

(参考：平成19年度実績 医療リハビリテーションセンター 80.4%
総合せき損センター 85.0%)

(2) 労災リハビリテーション作業所の運営

労災リハビリテーション作業所については、入所者の自立更生の援助という目的に応じた、より効果的な運営を行うとともに、入所者個々の状況に応じた適切な生活・健康管理の下で軽作業に従事させることにより自立能力の確立を図りつつ、カウンセリング、就職指導等を行うことにより、中期目標期間中の社会復帰率を30%以上()とすること。

(参考：平成19年度実績 30.4%)

4 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進

産業保健推進センターにおいては、労働災害防止計画に定める産業保健活動の推進に寄与することを基本方針とし、以下の取組により、地域社会や産業保健関係者のニーズに対応した産業保健サービスの提供等の支援を行うこと。

(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施

ア 地域の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修又は相談の充実

産業保健推進センターにおける産業医等の産業保健関係者への研修内容について、メンタルヘルスや過重労働等を積極的に取り上げるとともに、面接指導等の実践的かつ専門的な研修を強化しつつ、延べ1万7千回以上（1）の研修を実施すること。また、第1期中期目標期間において実施した研修を踏まえ、研修内容等の改善を図る仕組みを充実すること。

産業保健関係者からの相談について、中期目標期間中、7万2千件以上（2）実施すること。また、相談内容については、産業保健関係者に対する研修に有効に活用できるよう検討すること。

なお、研修又は相談の利用者については、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保するとともに、相談、指導を行った産業保健関係者等に対して追跡調査を実施し、有効回答のうち70%以上につき具体的に改善事項が見られるようにすること。

（参考1：平成19年度実績 3,291回×5年間の5%増）

（参考2：平成19年度実績 13,725件×5年間の5%増）

イ 産業保健に関する情報の提供その他の援助

インターネットの利用その他の方法により産業保健に関する情報や労災疾病等に係る研究によるモデル予防医療等に係る情報を提供するとともに、さらなる情報の質の向上、利便性の向上を図ること。

また、事業主に対する広報及び啓発等を行うとともに、勤労者に対する情報提供についてもより積極的に取り組むこと。

さらに、研究所との統合に向けて、研究所の調査・研究についての関係者に対する情報提供等について検討すること。

ウ 地域産業保健センターに対する支援の充実

地域の産業保健活動の促進を図るため、都道府県労働局、労働基準監督署と連携し、メンタルヘルスや過重労働による健康障害の防止のための産業医の面接指導技術の向上等の支援を含め、域内の地域産業保健センターの活動に対する支援を充実すること。

（2）産業保健に係る助成金の支給業務

ア 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保

産業保健に係る小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務に対する業績評価を実施し、それらを翌年度の業務へ反映させるとともに、評価結果については、積極的に公表し、透明性を確保するとともに、助成金事業の効果の把握に努めること。

イ 助成金に関する周知

労働基準監督署、地域産業保健センター等及び労災病院、勤労者予防医療センター等とも連携し、助成金の一層の周知を図ること。

ウ 手続の迅速化

審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、中期目標期間中に、申請書の受付締切日から支給日までの期間を原則として、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については、40日以内（1）、自発的健康診断受診支援

助成金については、23日以内(2)とすること。

(参考1：平成19年度実績 44日)

(参考2：平成19年度実績 29日)

5 未払賃金の立替払業務の着実な実施

(1) 立替払の迅速化

審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間について、平均で30日以内()を維持すること。

(参考：平成19年度実績 25.6日)

(2) 立替払金の求償

代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。

6 納骨堂の運営業務

産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得ること。

第3 業務運営の効率化に関する事項

1 機構の組織・運営体制の見直し

(1) 事業等の見直しに併せ、業務量を検証し、業務の合理化・効率化の観点から、本部組織の再編を行うとともに、施設に対する本部の業務運営支援・経営指導機能などのマネジメント機能を強化すること。また、研究所との統合後において統合メリットが発揮できるよう更なる見直しについて検討すること。

(2) 役員の業績、職員の勤務成績、法人の事業実績、社会一般の情勢等を反映した人事・給与制度の見直しを進めること。

2 一般管理費、事業費等の効率化

(1) 業務運営の効率化による経費節減

中期目標期間の最終年度において、平成20年度に比し、一般管理費(退職手当を除く。)については15%程度、また、事業費(労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。)については10%程度節減すること。

また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター運営業務については、費用節減に努め、その費用に占める運営費交付金の割合は、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、平成20年度の水準を超えないものとする。

さらに、産業保健推進センターについては、業務の効率化の観点から、管理部門等の集約化及び効率化を図ることにより、中期目標期間の最終年度において、平成20年度実績に比べて運営費交付金(退職手当を除く。)のおおむね3割削減を図る

こと。

(2) 給与水準の適正化等

総人件費については、医療本来の責務である医療の質や安全の確保、経営基盤の強化のための適正な診療体制の確保及び勤労者医療の推進という組織本来の使命を果たしつつ、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上削減させるとの基本方針についても、その趣旨の着実な実施を目指すこととし、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続すること。

また、機構の事務・技術職員の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表すること。

ア 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。

イ 給与体系における年功的要素が強いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。

ウ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。

エ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

(3) 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。

ア 機構が策定した「随意契約見直し計画」(平成19年12月策定)に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。

イ 一般競争入札等により契約を行う場合、合理的な理由なく特定の業者以外の参入を妨げる仕様としないこと。また、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

ウ 監事等による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請すること。

(4) 医業未収金の徴収業務の効率化

医業未収金の徴収業務については、原則、すべての病院の未収金の徴収業務について、民間競争入札を実施すること。

3 労災病院の在り方の総合的検討

労災病院については、平成22年度末を目途に、個々の病院ごとに、政策医療に係る機能、地域医療事情、経営状況等について総合的に検証し、その結果を公表すると

ともに、必要な措置を講ずること。

その際、労災病院の近隣に国立病院等がある場合は、都道府県が策定する医療計画、地理的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、個々の病院単位で診療連携の構築を始め効率的な運営の可能性等について検討を行うこと。

また、厚生労働省において、平成25年度末までに、所管の独立行政法人が運営する病院全体について、それらの病院が果たすべき政策医療及び地域医療における役割を勘案しつつ、政策目的に沿った医療供給体制の最適化を図る観点から、病院配置の再編成を含む総合的な検討を行うため、機構は必要な協力を行うこと。

4 保有資産の見直し

事務及び事業の見直しの結果生ずる遊休資産及び利用予定のない宿泊施設等については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、早急に処分を行うこと。

第4 財務内容の改善に関する事項

「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項及び次の事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該計画に基づいた運営を行うこと。

- 1 労災病院においては、勤労者医療の中核的役割を的確に果たしていくため、収支相償を目指してきたこれまでの取組みを更に前進させ、診療体制・機能の整備により無理なく自前収入による機器整備、増改築を行うことができるような経営基盤の強化を図るとともに、整理合理化計画及び勧告の方向性を踏まえ、経済状況に関する事情を考慮しつつ、平成28年度を目途とした繰越欠損金の解消に向け、投資の効率化、人件費の適正化その他の必要な措置を講ずること。
- 2 労働安全衛生融資については、債権管理を適切に行い、確実な償還を行うこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

整理合理化計画及び勧告の方向性を踏まえ、次のことについて計画的に取り組むこと。

- 1 労災リハビリテーション工学センター及び海外勤務健康管理センターの廃止
労災リハビリテーション工学センターについては、せき損患者に対する日常生活支援機器の研究開発機能を、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの各工学部門に移管した上で、廃止すること。
また、海外勤務健康管理センターについては、利用状況や同様の業務が他の実施主体により実施されていること等を踏まえ、廃止すること。
- 2 労災リハビリテーション作業所の縮小・廃止
労災リハビリテーション作業所については、新規入所者数の減少、在所者の長期滞留化・高齢化が進んでおり、社会復帰までの通過型施設としての機能の発揮が困難になっていることから、国の関連施策と連携し、在所者の退所先の確保を図りつつ、縮小・廃止すること。

労災疾病等に係る研究開発分野

四肢切断、骨折等の職業性外傷
せき髄損傷
騒音、電磁波等による感覚器障害
高・低温、気圧、放射線等の物理的因子による疾患
身体への過度の負担による筋・骨格系疾患
振動障害
化学物質の曝露による産業中毒
粉じん等による呼吸器疾患
業務の過重負荷による脳・心臓疾患（過労死）
勤労者のメンタルヘルス
働く女性のためのメディカル・ケア
職場復帰のためのリハビリテーション及び勤労者の罹患率の高い疾病の治療と職業
の両立支援
アスベスト関連疾患